

# 練馬区の子育て支援制度の紹介

練馬区では、幼稚園、保育所などの施設を設置して運営を行うほか、地域で子育て・子育てを支えるため様々な事業を実施し、みなさんを応援しています。

※以下で紹介している事業の内容等は、平成28年11月1日現在のものです。  
※各制度の保育料等は、今後、国が示す公定価格および保育料徴収基準額に基づき、変更となる可能性があります。

## 赤ちゃんが生まれたら

### 〇こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

赤ちゃんが生まれたすべての家庭を助産師、保健師が訪問します。育児や産後の体と心についての悩みや不安などをご相談ください。また、赤ちゃんの健康状態の確認や予防接種に関する相談、子育て支援に関するサービスの紹介などを行います。

対象	実施件数（平成27年度）	費用
生後4か月までの乳児のいる全世帯 ※出産後に郵送していただく「赤ちゃん訪問連絡票（出生通知票）」をもとに訪問します。	5,749件	無料

## 子どもを預けたい

### 〇認可保育所（区立・私立）

保護者が仕事、病気、介護などのため、家庭で十分な保育を受けることのできない0歳児（生後58日）から就学前の乳幼児等を保育所で保育します。必要性の高い方から入園できます。

区内には区立・私立合わせて135園の認可保育所があります。

施設や年齢により保育所の開所時間や保育時間の上限は異なりますが、通常の保育時間は概ね7時30分～18時30分の11時間です。

保育料は、世帯の前年分所得税額、前年度住民税額および児童の年齢により決定します。世帯の所得税額等により保育料月額額は異なります。保育料月額額は、国が定めた基準等に基づき、区が条例等で定めます。

保育料額の詳細はつぎのページのとおりです。



練馬区の保育料徴収基準額（月額）

定義	第1子に適用する基準額			第2子に適用する基準額		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護法による被保護世帯（単給を含む）等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
前年度の住民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
前年度の住民税均等割のみ世帯	1,900円	1,300円	1,300円	950円	650円	650円
前年度の住民税所得割5千円未満世帯	2,400円	2,000円	2,000円	1,200円	1,000円	1,000円
前年度の住民税所得割5千円以上世帯	3,100円	2,700円	2,600円	1,550円	1,350円	1,300円
前年分所得税3,000円未満	6,700円	5,600円	5,600円	3,350円	2,800円	2,800円
前年分所得税16,801円未満	8,300円	7,300円	7,200円	4,150円	3,650円	3,600円
前年分所得税30,000円未満	9,400円	9,300円	9,200円	4,700円	4,650円	4,600円
前年分所得税60,000円未満	15,400円	10,900円	10,800円	7,700円	5,450円	5,400円
前年分所得税90,000円未満	19,100円	12,700円	12,600円	9,550円	6,350円	6,300円
前年分所得税120,000円未満	21,500円	14,300円	14,200円	10,750円	7,150円	7,100円
前年分所得税150,000円未満	23,600円	15,800円	15,700円	11,800円	7,900円	7,850円
前年分所得税180,000円未満	25,500円	17,000円	16,900円	12,750円	8,500円	8,450円
前年分所得税210,000円未満	27,500円	18,200円	18,000円	13,750円	9,100円	9,000円
前年分所得税240,000円未満	29,200円	19,500円	18,000円	14,600円	9,750円	9,000円
前年分所得税270,000円未満	31,000円	20,700円	18,000円	15,500円	10,350円	9,000円
前年分所得税300,000円未満	32,500円	21,600円	18,000円	16,250円	10,800円	9,000円
前年分所得税330,000円未満	34,200円	22,600円	18,000円	20,520円	13,560円	10,800円
前年分所得税360,000円未満	35,700円	22,600円	18,000円	21,420円	13,560円	10,800円
前年分所得税390,000円未満	37,200円	22,600円	18,000円	22,320円	13,560円	10,800円
前年分所得税420,000円未満	38,500円	22,600円	18,000円	23,100円	13,560円	10,800円
前年分所得税450,000円未満	40,000円	22,600円	18,000円	24,000円	13,560円	10,800円
前年分所得税600,000円未満	43,400円	22,600円	18,000円	30,380円	15,820円	12,600円
前年分所得税750,000円未満	48,900円	22,600円	18,000円	34,230円	15,820円	12,600円
前年分所得税900,000円未満	53,700円	22,600円	18,000円	37,590円	15,820円	12,600円
前年分所得税900,000円以上	57,500円	22,600円	18,000円	40,250円	15,820円	12,600円

【参考】国の保育料徴収基準額（月額）

定義	保育料上限額			
	3歳未満		3歳以上	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
市町村民税所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
市町村民税所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
市町村民税所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
市町村民税所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
市町村民税所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
市町村民税所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

※第二子に適用する基準額は半額、第三子以降に適用する基準額は0円。

【参考】見直し検討中の練馬区の保育料徴収基準額案（月額）

区は、子育て中の区民の方がそれぞれの家庭の状況に応じて教育・保育サービスを選択できることが必要であると考えています。そのためには、ニーズに応じた多様な保育サービスを展開するとともに、必要なコストについて、税と受益者負担のバランスを見直していくことが重要です。

区は、このような考えから、認可保育所の保育料の見直しを現在検討しています。

見直し後の保育料は、平成29年4月から適用する予定です。

階層区分	定義	第1子に適用する基準額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護受給世帯 等	0円	0円	0円
B	当年度の住民税非課税世帯	0円	0円	0円
C1	当年度の住民税均等割のみ課税世帯	1,900円	1,300円	1,300円
C2	当年度の住民税所得割課税額 5,000円未満世帯	2,400円	2,000円	2,000円
C3	// 10,000円未満世帯	3,100円	2,700円	2,600円
D1	// 35,000円未満世帯	7,000円	5,900円	5,900円
D2	// 60,000円未満世帯	8,800円	7,700円	7,600円
D3	// 85,000円未満世帯	10,100円	10,000円	9,800円
D4	// 110,000円未満世帯	16,500円	11,800円	11,700円
D5	// 135,000円未満世帯	20,600円	13,900円	13,700円
D6	// 160,000円未満世帯	23,300円	15,700円	15,600円
D7	// 185,000円未満世帯	25,700円	17,500円	17,400円
D8	// 210,000円未満世帯	27,800円	19,200円	19,100円
D9	// 235,000円未満世帯	30,200円	20,900円	20,700円
D10	// 260,000円未満世帯	32,200円	22,500円	21,000円
D11	// 275,000円未満世帯	35,000円	24,400円	21,400円
D12	// 290,000円未満世帯	37,000円	26,100円	21,700円
D13	// 305,000円未満世帯	39,300円	27,700円	22,200円
D14	// 320,000円未満世帯	41,400円	28,200円	22,500円
D15	// 335,000円未満世帯	43,500円	28,700円	22,900円
D16	// 350,000円未満世帯	45,400円	29,100円	23,300円
D17	// 365,000円未満世帯	47,600円	29,600円	23,600円
D18	// 380,000円未満世帯	52,000円	30,000円	24,000円
D19	// 395,000円未満世帯	59,700円	30,500円	24,300円
D20	// 410,000円未満世帯	66,600円	30,900円	24,700円
D21	// 425,000円未満世帯	72,500円	31,400円	25,100円
D22	// 500,000円未満世帯	73,600円	31,800円	25,400円
D23	// 600,000円未満世帯	74,700円	32,500円	25,900円
D24	// 700,000円未満世帯	76,400円	33,200円	26,400円
D25	// 800,000円未満世帯	78,000円	33,900円	27,000円
D26	// 900,000円未満世帯	80,500円	34,500円	27,500円
D27	// 1,000,000円未満世帯	83,300円	35,200円	28,000円
D28	// 1,000,000円以上世帯	86,200円	36,200円	28,800円

※上記の保育料基準額表は現時点の案です。

## ○認証保育所

東京都が独自に定めた保育所基準を満たし、東京都から認証を受けた認可外保育施設です。区が施設に対して運営を補助しています。施設により異なりますが、どの施設も1日13時間以上開所しています。

対象	施設数	保育料
0歳～（各施設により異なります。）	28か所	施設により異なります。 ただし、保育料月額は、 月220時間以下の場合、 3歳未満児は80,000円、3歳以上児は77,000円が 上限額です。 ※月160時間以上利用する月極め契約を行い、保育料 を納入した児童の保護者の方に、保育料の一部を補助 しています。

## ○家庭的保育事業

保育士などの資格のある家庭的保育者が、自宅の一部を使って家庭的な雰囲気の中で、3人から5人までの乳幼児を保育します。保育時間は、原則として8時30分から17時の間の8時間です（事情によって延長することもできます。）。

対象	家庭的保育事業者数	保育料
生後58日～3歳未満（受託年度の4月1日現在） 保護者の方の就労等により、保育に欠ける 児童（区内在住）	55名	認可保育所に準じます

## ○小規模保育事業

小規模保育事業は、区の定めた認可基準を満たし認可された小規模な保育施設で定員19人までの乳幼児の保育を行う事業です。A型（保育所分園型）、B型（中間型）、C型（家庭的保育事業型）の3種類があり、それぞれ認可基準等が異なります。

対象	施設数	保育料
生後58日～3歳未満（受託年度の4月1日現在） 保護者の方の就労等により、保育に欠ける 児童（区内在住）	A型 7か所 B型 11か所 C型 4か所	認可保育所に準じます

## ○事業所内保育事業

保護者が共働きなどのため家庭で子どもの保育ができない場合、区が認可した事業所が、その事業所の従業員の子どもの対象に開設した事業所内保育所に、地域で保育が必要な子どもを対象とした地域枠を設定し、保育する事業です。

対象	施設数	保育料
生後58日～3歳未満（受託年度の4月1日現在） 保護者の方の就労等により、保育に欠ける 児童（区内在住）	2か所	認可保育所に準じます

## ○居宅訪問型保育事業

障害や疾病等により、医療的ケアが必要で集団保育が著しく困難である児童を、児童の自宅において1対1で保育する事業です。

対象	保育料
生後 58 日～3 歳未満（受託年度の4月1日現在） 保護者の方の就労等により、保育に欠ける児童（区内在住）	認可保育所に準じます

## ○認定こども園

幼稚園や保育所等が小学校就学前の子どもに幼児教育と保育、地域における子育て支援を総合的に提供する施設です。

対象および施設名	保育料
石神井南幼稚園、南光幼稚園	世帯の住民税額等により異なります。

## ○区立幼稚園

区内に3か所の区立幼稚園があります。区内在住の4・5歳児を対象として2年保育を実施しています。知的な発達や身体上の発達に遅れなどがあり、配慮を要すると思われる幼児（ただし、身のまわりのことがおおむね自分でできること）も入園できます。

対象	施設数	保育料
区内在住の4・5歳児	3園	入園料 3,000 円 保育料 年間 96,000 円 ※現在、保育料の見直し検討中です。

## ○私立幼稚園

区内には40か所の私立幼稚園があり、3年保育を実施しています。

対象	施設数	保育料
区内在住の3～5歳児	40園	施設により異なります。

## ○練馬こども園

区独自の制度として、通年（夏・冬・春休みも含む）で11時間保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定しています。認定された私立幼稚園は、認証保育所等との提携や教育・保育の質のさらなる向上（研修や職員交流）へ取り組んでいます。

対象	実施施設数	保育料
区内在住の3～5歳児	16園	私立幼稚園の保育料に加えて、預かり保育の保育料がかかります。 預かり保育の保育料は、施設により異なります。

## ○一時預かり（保育所で行うもの）

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わずお子さんを保育所でお預かりします。

対象	利用日	実施施設数	費用
生後 58 日以上から小学校就学前の集団保育可能な児童 ※一部の園では、受入開始年齢が生後 100 日以上または1歳児からとなります。	月～金曜 ※一部の園では土曜日も実施。 ※利用にあたっては、保育園ごとに事前登録が必要です。	31 園	施設により異なります。

## ○ファミリーサポート事業

ファミリーサポート事業は相互援助の精神に立つて行う有償ボランティア活動です。区が実施する講習会を修了した地域の方（援助会員）が自分の空いた時間を提供し援助を必要とするご家庭（利用会員）の子育てをお手伝いします。育児支えあい事業として援助会員が利用会員のお子さんを1対1で預かります。

対象	費用
練馬区在住の生後 58 日から小学6年生までの児童	登録料・会費無料 利用料：平日1時間800円、 土・日曜、祝日、年末年始 1時間900円

## ○乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わずお子さんをお預かりします。

対象	利用日および利用時間	費用
練馬区在住の生後6か月から小学校就学前の児童（疾病等の場合は利用できません。）	[利用日] ◆練馬びよびよ 日～土曜 ◆光が丘びよびよ 日～土曜 ◆大泉びよびよ 水・日曜 ◆関びよびよ 水・日曜 ◆貫井びよびよ 日～土曜 ※同一施設で週2日まで利用可 [利用時間] ◆「10時～13時」と「13時～16時」の2単位（連続利用可） ※練馬びよびよ（一時預かり室）は、「9時～12時」「12時～15時」「15時～18時」の3単位（2単位まで連続利用可）	0歳： 1単位（3時間） 2,000円 1歳以上： 1単位（3時間） 1,500円

## ○子どもショートステイ事業

保護者の方の疾病や出産、就労などで家庭での養育が困難な時に施設でお預かりします。

対象および施設名	費用
練馬区在住・集団生活可能なお子さん ◆東京都石神井学園 : 2歳～17歳 ◆陽だまり荘 : 2歳～小学校6年生 ◆聖オディリアホーム乳児院 : 生後6か月～2歳未満	東京都石神井学園・陽だまり荘： 1泊2日 6,000円 （以降1日3,000円加算） 聖オディリアホーム乳児院： 1泊 2,500円

## ○子どもトワイライトステイ事業

保護者の方の出張や突発的に仕事が入ったとき、また、残業等で保育園等のお迎えが間に合わないなどの理由で、他に養育できる方がいないときに、17時から22時までお預かりします。

対象および施設名	費用
練馬区在住・集団保育可能なお子さん ◆東京都石神井学園（2歳～17歳） ◆練馬ぴよぴよ（ひろば室）・光が丘ぴよぴよ（一時預かり室） （2歳～小学校6年生） ※日曜・祝日は練馬ぴよぴよのみ実施。	1回 2,000円

## ○病児・病後児保育

保育所などに通うお子さんを、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間にお預かりする病後児保育や、病気の回復期には至らないが、当面症状の急変の恐れのないお子さんをお預かりする病児保育を実施しています。

対象および施設名	開所日	利用方法	費用
保育所等に通所する区内在住の児童、区内保育所等に通所する児童で、生後6か月から10歳未満の児童  [病後児保育施設] ◆ソラスト中村橋 [病児・病後児保育施設] ◆ナーサリールームベリーベアー 練馬 ◆こどもデイケアプリムラ ◆みつばち ねりま ◆ぱるむ光が丘 ◆ぱるむ大泉	各施設とも月～金曜	利用にあたっては、事前に各施設で登録が必要です。	登録料 1施設あたり1,000円 保育料 1日あたり2,000円 （食事代は別料金）

## ○学童クラブ

放課後を中心に家庭で保育を必要とする小学生に対し、保育や指導を行い、集団生活や遊びを通して日常生活に必要な習慣を身につけられるよう、児童の健全な育成を図るための施設です。

対象	施設数	費用
小学生 区内在住の児童または区外在住で練馬区立小学校に通学する児童 入会基準に児童・保護者ともに該当する場合 ※高学年（障害児を除く小学4～6年生）の平成28年度の受入については、児童館・地区区民館・厚生文化会館内の学童クラブで、かつ基準日において、低学年（小学1～3年生）の申請が定員を下回る学童クラブで行います。	89 か所	保育料 月額 5,500 円（同一世帯 2 人目以降は月額 4,500 円）

## ○ねりっこクラブ

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができます。

対象	施設数	費用
〔ねりっこ学童クラブ〕 小学生 区内在住の児童または区外在住で練馬区立小学校に通学する児童 入会基準に児童・保護者ともに該当する場合 ※平成 28 年度は小学 1 年生～3 年生まで（心身に障害のある児童は 6 年生まで）を対象としております。	3 か所	保育料 月額 5,500 円（同一世帯 2 人目以降は月額 4,500 円）
〔ねりっこひろば〕 実施校の全児童とねりっこ学童クラブ入会児童		保険料 500 円／年（原則加入）

## ○学校応援団ひろば事業

学校応援団とは、PTA 関係者、町会・青少年委員などの地域住民を主体とする組織です。「学校応援団ひろば事業」とは、学校応援団の見守りのもと、小学校内のひろば室・校庭や図書室等を活用して放課後の安全・安心な子どもの居場所を提供するものです。

対象	施設数	費用
当該小学校に在学し、事前登録した児童	62 か所	保険料 500 円／年（原則加入）

## ○民間学童保育

小学生を対象に、保育を必要とする放課後の児童の保育を行い、健全な育成を図る事業です。

対象	施設数	費用
放課後の保育を必要とする小学生 対象となる学年は施設により異なります。	5 か所	施設により異なります。



### ○子育てのひろば（ぴよぴよ）

0歳～3歳までの乳幼児と保護者等のための遊び場です。常時、2名以上の職員がおり、育児に関する相談を受けています。

対象	利用時間	施設数	費用
0歳から3歳までの乳幼児とその保護者	実施曜日、時間は各施設により異なります。 各施設へお問い合わせください。	11 か所	無料

### ○民設子育てのひろば

0歳～3歳までの乳幼児と保護者等のための遊び場です。常時、2名以上の職員がおり、育児に関する相談を受けています。

対象	利用時間	施設数	費用
0歳から3歳までの乳幼児とその保護者	実施曜日、時間は各施設により異なります。 各施設へお問い合わせください。	13 か所	無料

### ○学童クラブ室活用型子育て支援事業（通称「にこにこ」）

児童のいない時間帯を利用して学童クラブ室を開放しています。また、児童館に併設されている学童クラブ室では、グループへの貸し出しも行っています。

対象	利用時間	実施施設数	費用
0歳から3歳までの乳幼児とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人利用 利用時間は、原則 10 時～12 時です。実施日はお問い合わせください。</li> <li>●グループ貸出 利用には事前の登録と予約が必要です。利用できる時間・曜日については、実施施設にお問い合わせください。</li> </ul>	78 か所	無料

### ○児童館

幼児や小・中学生の室内遊び場として、区内に児童館 17 か所と厚生文化会館児童室 1 か所があります。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。子どもたちが自由に来館して遊ぶことができ、施設を利用して遊びの指導や、「ゲーム大会」などの催しも行っています。乳幼児の親子の方も利用できます。施設によっては、絵本の読み聞かせや、リズム体操などの乳幼児向け事業も行っています。

全児童館で「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けています。

対象	利用時間	施設数	費用
18歳未満の児童、乳幼児の保護者	利用時間、休館日など詳しくは各施設へお問い合わせください。	児童館 17 か所 厚生文化会館児童室 1 か所	無料

## ○おやこ広場（すくすくルーム）

地区区民館では、地域の乳幼児とその保護者の方を対象に交流の場を提供しています。絵本・おもちゃ等を用意しています。また、一部施設において0歳～3歳を対象にした「すくすくルーム」を開設しています。

対象	利用時間	施設数	費用
乳幼児とその保護者	〈おやこ広場〉 9時～12時 〈すくすくルーム〉 9時～16時	22か所	無料

## ○児童室（図書室、レクルーム等）の開放

地区区民館では、児童図書室やレクルームなどを児童の遊び場として開放しています。

対象	利用時間	施設数	費用
18歳まで	開放場所、時間帯、曜日は施設により異なります。詳しくは各館にお問い合わせください。	22か所	無料

## 子育ての相談をしたい

### ○子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じます。また、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介などを行っています。

子どもと家庭の総合相談、児童虐待に関する通報・相談、ファミリーサポート、育児支援ヘルパー、乳幼児一時預かり、子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ、子育てスタート応援券、子育て支援啓発講座などを行っています。

対象	利用時間
子育てに悩んでいる方	練馬：祝休日を除く月～土曜 9時～19時（土曜は9時～17時） 光が丘・関・貫井・大泉： 祝休日を除く月～土曜 9時～17時

### ○保健相談所

お子さんの成長、発達や健康に関することや子育てについての相談をお受けしています。また、ご自身やご家族のこころと体の健康のことなど、心配なことも相談できます。お近くの保健相談所（区内に6か所）にご連絡ください。窓口時間は月～金曜の8時30分～17時です。

### ○すくすくアドバイザー

子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、必要に応じて関係機関に橋渡しを行います。区役所10階、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室、大泉子ども家庭支援センターに配置しています。